

第2期 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援給付に係る支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、計画に定める量の見込みと大きく乖離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行う必要があります。

令和4年3月18日付内閣府事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（資料5 別紙）を参考に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見直しを検討します。

なお、内閣府事務連絡において示された、見直しに関する判断基準については、以下のとおりです

I 見直しに関する判断基準

(1) 教育・保育について

令和3年4月1日時点の支給認定ごとの子どもの「実績値」と計画における「量の見込み」が、10%以上乖離している場合、見直しが必要とされています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

各事業の実施状況や利用状況が、計画における「量の見込み」と比較して大幅な乖離が生じている場合、見直しが必要とされています。

《参考1》 第2期 葉山町子ども・子育て支援事業計画(3ページ)

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。
 なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、町民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画				

《参考2》 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

（略）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

II 教育・保育に係る見直し検討事項（事務局案）

○資料2 教育・保育及び地域型保育事業ワークシート

実績値の考え方

1号認定	…	満3歳以上で教育のみ（保育の必要性なし）の未就学児
2号認定	…	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた未就学児
3号認定	…	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた未就学児

「量の見込み」と「実績値」との比較表（令和3年4月1日時点）

区分	1号認定	2号認定（幼稚園等における教育も利用する児童を含む）			3号認定		
		教育利用	保育利用	計	0歳児	1・2歳児	計
量の見込み （計画値）	428人	78人	209人	287人	44人	164人	208人
実績値	357人	106人	233人	339人	35人	161人	196人
乖離率	<u>▲16.6%</u>	<u>35.9%</u>	<u>11.5%</u>	<u>18.1%</u>	<u>▲20.5%</u>	<u>▲1.8%</u>	<u>▲5.8%</u>

1号認定では見込みに対して実績が少なく、2号認定（教育利用）では逆転していることから、当初1号で見込んでいた幼稚園等の利用者が2号へ流れていることが推測できる。また、保育利用希望者も2号では見込みを大きく上回っている。見直しの際には、最近の女性就業率の動向等も踏まえながら要因を分析する必要がある。

○その他見直しが必要な事項等

令和2年度～6年度における「量の見込み」と「確保方策の状況」

- ・2号の確保方策に教育ニーズ（認定こども園、施設型給付の幼稚園、私学助成の幼稚園）の量の見込み（計画値）を定めていないことから、設定する必要がある。（「第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画」34ページ）
- ・園の移行及び新設について、未達成の内容及び、現状（の予定）や目標を見直す必要がある。（同33～35ページ）

私学助成幼稚園 … R3に1件認定こども園へ移行 → 未達

施設型給付幼稚園 … R4に1件認定こども園へ移行 → 未達（計画進行中）

小規模保育事業 … R3に2件増 → R4に1件開設。あと1件が未達

家庭的保育事業 … R3に1件増 → 未達

認可外保育施設 … R3に1件増 → 未達（1件開設の相談あり、進行中）

Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業に係る見直し検討事項（事務局案）

○資料3 地域子ども・子育て支援事業ワークシート（令和3年度実績）

③ 妊婦健康診査

- ・計画値と実績値が乖離しており、0歳児の推計人口などから改めて精査する必要がある（約800人の差）。（「第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画」40ページ）

⑤ 養育支援家庭訪問

- ・令和2年度の実績値が12件のところ、令和3年度は68件と大幅に増えている。計画値は毎年約40件であるが、今後も大きく変動する可能性があることも踏まえた上で計画を見直す必要を検討。（同42ページ）

⑧ 一時預かり事業

- ・計画値と実績値に約1,000人もの差があるが、コロナ禍の影響があるものと思料（コロナ前は今より約1,000人多かった）。感染症対策で定員を減らして実施していることも要因として考えられる。（同45ページ）

⑩ 病児保育事業

- ・ファミリー・サポート・センター事業における利用実績が低調。（約200人の利用見込みを見直す必要を検討）。（同47ページ）

IV 中間見直しに係るスケジュール（予定）

時期	国	葉山町
令和4年3月～4月	○基本指針に基づき中間見直しの考え方を提示	○「量の見込み」及び「確保の内容」の見直しを検討
令和4年8月 ～令和5年1月		○計画の見直し作業 (県との調整、子ども・子育て会議の開催等)
令和4年度中	○見直し後の「量の見込み」及び「確保の内容」等の調査	○県から町へ見直し後の需給計画の確定値を照会
令和5年3月		○計画の見直し作業終了